

貴団体名

都道
府県

市区
町村

担当部課

(必ずご記入ください)

平成16年 3月

環境基本計画で期待される

地方公共団体の取組についてのアンケート

平成12年12月に閣議決定された第2次環境基本計画により期待される行政の取組について、貴団体における取組状況(平成16年2月末現在)をおたずねいたします。

【 環境施策の主体としての総合的な取組について 】

問1. 環境保全を地域の優先度の高い課題と位置づけた取組を推進するために、地域における条例制定、計画策定、数値目標設定等を既に実施されていますか。

<各問ごとに、 はひとつ>

取 組 項 目	既に実施 している	現在検討 中である	予定は ない
(1) 地域の環境政策に関する条例の制定			
a. 地域の環境政策の基本を定める条例	1.	2.	3.
b. 環境影響評価に関する条例	1.	2.	3.
c. その他 ()	1.	2.	3.
(2) 地域の環境保全に関する計画の策定			
a. 環境に関する総合的な計画(環境基本計画等)	1.	2.	3.
b. 地球温暖化防止に関する計画	1.	2.	3.
c. 交通に起因する環境問題に関する計画	1.	2.	3.
d. 廃棄物削減・処理に関する計画	1.	2.	3.
e. 水環境・土壌環境・地盤環境の保全に関する計画	1.	2.	3.
f. 自然環境・生物多様性の保全に関する計画	1.	2.	3.
g. その他 ()	1.	2.	3.
(3) 地域の環境保全に関する独自の数値目標の設定(国の基準を上回るものを含む)			
a. 地球温暖化対策(省エネやエネルギーの有効利用等)	1.	2.	3.
b. 大気環境の保全(地球温暖化対策を除く)	1.	2.	3.
c. 廃棄物削減やリサイクル	1.	2.	3.
d. 水環境・土壌環境・地盤環境の保全	1.	2.	3.
e. 自然環境・生物多様性の保全	1.	2.	3.
f. 環境教育・環境学習	1.	2.	3.
g. その他 ()	1.	2.	3.

自動車交通の抑制、モーダルシフト・物流の効率化等に関する計画。

(前問1の(2)aで、「1. 既に実施している」または「2. 現在検討中である」とお答えの方のみ)

問1-1. 「環境に関する総合的な計画」の策定に際して、国の環境基本計画を参考にされましたか(されていますか)。< はひとつ >

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 参考にした(している) | 2. 参考にしなかった(していない) |
|----------------|--------------------|

(問1-2.~問1-4.は、前問1の(2)aで、「1. 既に実施している」とお答えの方のみ)

問1-2. 「環境に関する総合的な計画」の策定は、具体的な施策の展開につながっていますか。
< はひとつ >

- | | | |
|------------|----------------|----------|
| 1. つながっている | 2. あまりつながっていない | 3. わからない |
|------------|----------------|----------|

問1-3. 「環境に関する総合的な計画」について、事業者や住民等への普及・啓発活動は実施されていますか。< はひとつ >

- | | | |
|-------------|-------------|----------|
| 1. 既に実施している | 2. 現在検討中である | 3. 予定はない |
|-------------|-------------|----------|

問1-4. 「環境に関する総合的な計画」を策定後、計画の実施状況を点検されていますか。
< はひとつ >

- | | | |
|-------------|-------------|----------|
| 1. 既に実施している | 2. 現在検討中である | 3. 予定はない |
|-------------|-------------|----------|

(再び、全員におききます)

問1-5. 地域の自然環境の保全を図るために、自然保護課、自然保護係等とは別に部署横断的な独自の組織がありますか。(例：ホテルの保全を図るための「ホテル係」の設置等)
< はひとつ >

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 既に実施している(組織名等：) |) |
| 2. 現在検討中である(組織名等：) |) |
| 3. 予定はない | |

問2. 現在、貴団体で、特に問題意識を持っている環境問題および 重点的な取組を行っている環境問題は何ですか。<それぞれ は5つまで >

環 境 問 題	特に 問題意識	重点的 な取組
(1) 地球温暖化	1.	1.
(2) オゾン層の破壊	2.	2.
(3) 酸性雨	3.	3.
(4) 大気汚染	4.	4.
(5) 騒音・振動	5.	5.
(6) 悪臭	6.	6.
(7) 水質汚濁	7.	7.
(8) 土壌汚染	8.	8.
(9) 地盤沈下	9.	9.

(10) 海洋の汚染	10.	10.
(11) リサイクル可能な資源の廃棄	11.	11.
(12) 不法投棄等廃棄物の不適正な処理	12.	12.
(13) 廃棄物の最終処分場のひっ迫	13.	13.
(14) ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	14.	14.
(15) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）の生物への影響	15.	15.
(16) 原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	16.	16.
(17) 生活の身近にある自然の減少	17.	17.
(18) 野生生物や希少動植物の減少や絶滅	18.	18.
(19) 開発途上国の公害・環境問題	19.	19.
(20) その他（ ）	20.	20.

問3．環境問題に係る施策の実施に際して、周辺地方公共団体とも連携・協力しながら、広域的な視点からの取組をされていますか。 <各問ごとに、 はひとつ>

取組項目	既に実施している	現在検討中である	予定はない
(1) 広域連携による廃棄物処理の検討	1.	2.	3.
(2) 広域的な大気汚染対策	1.	2.	3.
(3) 流域を考慮した水環境の保全の取組	1.	2.	3.
(4) 広域連携のための環境情報の共有（意見交換会等）	1.	2.	3.
(5) 自然とふれあうための都市と農山漁村の交流	1.	2.	3.
(6) 広域連携による環境基本計画の策定	1.	2.	3.
(7) その他（ ）	1.	2.	3.

問4．環境基本計画第3部第1章第10節「地域づくりにおける取組の推進」の「3 重点的取組事項」（本アンケート末尾に添付した抜粋を参照願います）を踏まえた施策の実施状況についてお尋ねします。 <各問ごとに、 はひとつ>

取組項目	既に実施している	現在検討中である	予定はない
(1) 地域固有の事情に即した「 <u>地域づくり環境配慮指針</u> 」（ <u>地域づくりにおける環境配慮の基準</u> ）等の策定に向けた取組	1.	2.	3.
(2) 地域の環境情報の結節点としての役割を果たす <u>環境情報の共有化に向けた取組</u> （ <u>環境情報の収集・提供等</u> ）	1.	2.	3.
(3) <u>基本構想や総合計画をはじめとする地域づくりに関する各種計画における環境配慮の織り込み</u>	1.	2.	3.
(4) その他（ ）	1.	2.	3.

(本問は、都道府県のみお答えください)

問5 .環境問題に係る施策の実施に際して、域内の市区町村の取組を支援・調整されていますか。

<各問ごとに、 はひとつ>

取 組 項 目	既の実施 している	現在検討 中である	予定は ない
(1) 環境に関する総合的な計画の策定の支援	1.	2.	3.
(2) 市区町村が行う環境施策の総合調整の実施	1.	2.	3.
(3) 環境情報の提供	1.	2.	3.
(4) 人材派遣や研修等の人材育成の支援	1.	2.	3.
(5) 各種の環境保全計画策定の支援	1.	2.	3.
(6) ISO14001等環境マネジメントシステムの導入の支援	1.	2.	3.
(7) その他 ()	1.	2.	3.

【 事業者に対する取組について 】

問6 .事業者の環境保全への取組促進のために、どのような施策を実施されていますか。

<各問ごとに、 はいくつでも>

【 選択肢の意味 】

規制的手法等：条例、規則、要綱等による、地域独自の規制や課税・課徴金等(国の施策に上乗せするものを含む)。

支援・誘導策：補助金、助成金、融資・利子補給等による、地域独自の支援・誘導策等(国の施策に上乗せするものを含む)。

普及・啓発：パンフレットや冊子の配布、イベントの開催、講習会等による、意識向上のための普及啓発活動等。

取 組 項 目	規制的 手法等	支援・ 誘導策	普及・ 啓発	実施して いない
(1) 省エネルギー設備や省エネルギー建築の導入	1.	2.	3.	4.
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	1.	2.	3.	4.
(3) フロンガスの回収	1.	2.	3.	4.
(4) 大気汚染の防止	1.	2.	3.	4.
(5) 低公害車の導入	1.	2.	3.	4.
(6) ディーゼル車の利用抑制	1.	2.	3.	4.
(7) モーダルシフト・物流の効率化等の推進	1.	2.	3.	4.
(8) 水質汚濁の防止	1.	2.	3.	4.

(9) 廃棄物の発生抑制（リデュース）	1.	2.	3.	4.
(10) 廃棄物の再使用（リユース）	1.	2.	3.	4.
(11) 廃棄物の再生利用（リサイクル）	1.	2.	3.	4.
(12) 有害化学物質の利用抑制	1.	2.	3.	4.
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	1.	2.	3.	4.
(14) 環境保全型農業の促進	1.	2.	3.	4.
(15) 環境に配慮した物品・サービスの購入・発注	1.	2.	3.	4.
(16) 環境に関する情報の住民への開示	1.	2.	3.	4.
(17) ISO14001や環境活動評価プログラム 等の導入促進	1.	2.	3.	4.
(18) その他（ ）	1.	2.	3.	4.

環境活動評価プログラム(通称エコアクション21)

幅広い事業者が自主的に「環境との関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ことができる環境マネジメントの簡易な方法を提供する環境省が策定したプログラム。

問7．環境保全活動について、事業所等と連携・協働した取組を実施されていますか。

（例えば、環境フェア、技術・研究開発、リサイクル事業等）

< はひとつ >

1. 既に実施している	問7-1.へ	2. 現在、検討中である	3. 予定はない
-------------	--------	--------------	----------

（前問7で、「1. 既に実施している」とお答えの方のみ）

問7-1．事業者との連携・協働について、どのような取組を実施されていますか。具体的にお書きください。

<p>.....</p>

問8．工場・事業所等と「環境保全に関する協定」を締結されていますか。公害防止協定・環境保全協定等を指します。 < はひとつ >

1. 既に締結している	問8-1.へ	2. 現在、検討中である。	3. 予定はない
-------------	--------	---------------	----------

(前問8で、「1.既に締結している」とお答えの方のみ)

問8-1. 条例や要綱等の手段を用いずに、「環境保全に関する協定」を導入した理由はどのようなものですか。 < はいくつでも >

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 画一的な規制である条例や要綱に比べて、当該地域や事業内容に応じたきめ細かい対策を適切に行うことができるため2. 条例や要綱で規制することが法令上困難であったため3. 議会の議決が得られない等、条例や要綱の制定が困難な状況であったため4. 条例や要綱の制定に比べて、締結までに時間がかからないため5. 条例や要綱に比べて、住民の意見を反映しやすいため6. 協定の策定過程を通じて、事業者等と情報の交換が可能となるため7. 工場等の新設・増設に際して予測される公害を事前にチェックすることができるため8. その他 () |
|--|

(前問8で、「1.既に締結している」とお答えの方のみ)

問8-2. 「環境保全に関する協定」は環境問題の解決に有効な手法であるとお考えですか。

< はひとつ >

- | | |
|---|-----------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 効果的な手法である2. 協定の内容によっては効果的な手法になりうる3. 効果は限定的である4. わからない | } 問8-3. へ |
| | } 問9. へ |

(前問8-2で、「1.効果的な手法である」または「2.協定の内容によっては効果的な手法になりうる」とお答えの方のみ)

問8-3. 「環境保全に関する協定」が効果的であるためには、どのような内容が盛り込まれている必要があるとお考えですか。 < はいくつでも >

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 住民が当事者や立会人として参加していること2. 協定の内容が公開されること3. 数値目標等具体的な目標が定められていること4. 計画書の提出義務が定められていること5. 環境データの開示義務が定められていること6. 操業停止等違反時の制裁措置が定められていること7. 地方公共団体(または住民等)の立入調査等が定められていること8. 協定の点検や見直しの手続きが定められていること9. その他 () |
|---|

【 住民等に対する取組について 】

問9．住民の環境保全への取組促進のために、どのような施策を実施されていますか。

< 各問ごとに、 はいくつでも >

【 選択肢の意味 】

規制的手法等：条例、規則、要綱等による、地域独自の規制や課税・課徴金等(国の施策に上乗せするものを含む)。

支援・誘導策：補助金、助成金、融資・利子補給等による、地域独自の支援・誘導策等(国の施策に上乗せするものを含む)。

普及・啓発：パンフレットや冊子の配布、イベントの開催、講習会等による、意識向上のための普及啓発活動等。

取 組 項 目	規制的手法等	支援・誘導策	普及・啓発	実施していない
(1) ゴミのポイ捨て禁止	1.	2.	3.	4.
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	1.	2.	3.	4.
(3) 余暇における自然とのふれあい	1.	2.	3.	4.
(4) リデュース活動	1.	2.	3.	4.
(5) リユース活動	1.	2.	3.	4.
(6) リサイクル活動	1.	2.	3.	4.
(7) リサイクル商品(中古品を含む)の購入	1.	2.	3.	4.
(8) エコマーク商品の購入	1.	2.	3.	4.
(9) 省エネ型家電の購入	1.	2.	3.	4.
(10) 環境配慮型商品の購入	1.	2.	3.	4.
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	1.	2.	3.	4.
(12) 節水の促進	1.	2.	3.	4.
(13) 洗剤使用の適正化	1.	2.	3.	4.
(14) コンポスト(生ごみ処理機)の購入	1.	2.	3.	4.
(15) 野外焼却の禁止	1.	2.	3.	4.
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	1.	2.	3.	4.
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	1.	2.	3.	4.
(18) 太陽熱温水器、太陽光発電システムの設置	1.	2.	3.	4.
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	1.	2.	3.	4.
(20) 公共交通機関の利用	1.	2.	3.	4.

(21) アイドリングの禁止	1.	2.	3.	4.
(22) 低公害車の導入	1.	2.	3.	4.
(23) 環境NPOへの活動参加	1.	2.	3.	4.
(24) その他 ()	1.	2.	3.	4.

(本問は、市区町村のみお答えください)

問10. 家庭から排出されるゴミの分別回収の状況についておたずねします。

<各問ごとに、 はひとつ>

取 組 項 目		無料回収 を実施	有料回収 を実施	実施して いない
(1)	混合ごみ	1.	2.	3.
(2)	可燃ごみ	1.	2.	3.
(3)	不燃ごみ	1.	2.	3.
資 源 ご み	(4) 紙(新聞紙、雑誌、段ボール等)	1.	2.	3.
	(5) 紙(紙パック類)	1.	2.	3.
	(6) 飲料用缶	1.	2.	3.
	(7) ガラスビン	1.	2.	3.
	(8) ペットボトル	1.	2.	3.
	(9) プラスチック	1.	2.	3.
	(10) 家電製品 (家電リサイクル法対象品を除く)	1.	2.	3.
(11)	その他 ()	1.	2.	3.
(12)	粗大ごみ	1.	2.	3.

問11. 環境保全活動について住民と連携・協働した取組を実施されていますか。(例えば、「環境フェア」「街頭美化運動」「リサイクル活動」「環境学習」等) < はひとつ>

1. 既に実施している 問11-1.へ 2. 現在検討中である 3. 予定はない

(前問11で、「1. 既に実施している」とお答えの方のみ)

問11-1. どのような取組について住民との連携・協働を実施されていますか。

具体的にお書きください。

<p>.....</p>

問12. 環境保全活動について民間団体（環境NPO等）と連携・協働した取組を実施されていますか。（例えば、「環境フェア」「街頭美化運動」「リサイクル活動」「環境学習」等） < はひとつ >

1. 既に実施している	問12-1.へ	2. 現在、検討中である	3. 予定はない
-------------	---------	--------------	----------

（前問12で、「1. 既に実施している」とお答えの方のみ）

問12-1. どのような取組について民間団体（環境NPO等）との連携・協働を実施されていますか。具体的にお書きください。

<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>

問13. 民間団体（環境NPO等）を支援・育成する取組を実施されていますか。

（例えば、「補助金・交付金等の資金援助」「活動拠点の提供」「施設・資機材の提供」等） < はひとつ >

1. 既に実施している	問13-1.へ	2. 現在、検討中である	3. 予定はない
-------------	---------	--------------	----------

（前問13で、「1.実施している」とお答えの方のみ）

問13-1. 民間団体（環境NPO等）を支援・育成するために、どのような取組を実施されていますか。具体的にお書きください。

<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>

問14. 上記のほか、各主体の自主的な取組を推進するために、次のような施策を実施されていますか。 < 各問ごとに、 はひとつ >

取 組 項 目	既に実施している	現在検討中である	予定はない
(1) 住民、民間団体、企業等の交流機会の創設	1.	2.	3.
(2) 環境研究機関が中核となった研究・技術開発	1.	2.	3.
(3) 環境家計簿を配布	1.	2.	3.
(4) レッドデータブックを作成	1.	2.	3.
(5) 環境アドバイザー制度	1.	2.	3.
(6) エコツーリズム()の推進 (回答により問14-1.へ)	1.	2.	3.
(7) 学校と連携した環境教育の実施	1.	2.	3.
(8) フリーマーケット等の開催	1.	2.	3.
(9) バイオマス関連の事業	1.	2.	3.

()エコツーリズム

地域の自然や文化に触れながら環境保全や地域の活性化につながる持続可能な旅行形態

(前問14(6)で、「1.既に実施している」または「2.現在検討中である」とお答えの方のみ)

問14-1.貴団体ではエコツーリズム()の推進について次のような施策を実施されていますか。

<各問ごとに、 はひとつ>

取組項目	既に実施している	現在検討中である	予定はない
(1) 市民、NPO、企業へのエコツーリズム関連情報の提供	1.	2.	3.
(2) エコツーリズム参加者への支援	1.	2.	3.
(3) エコツーリズム関連事業者への支援	1.	2.	3.
(4) エコツーリズム促進のための多主体による協議の場の提供	1.	2.	3.
(5) 自らエコツーリズム事業の実施	1.	2.	3.
(6) 他の地方公共団体と連携したエコツーリズムの推進	1.	2.	3.
(7) その他()	1.	2.	3.

()エコツーリズム

地域の自然や文化に触れながら環境保全や地域の活性化につながる持続可能な旅行形態

【 情報の提供・収集に関する取組について 】

問15.地域の環境保全施策を実施するに当たって、各主体に向けた具体的な情報提供の方法はどのようなものですか。 <各問ごとに、 はひとつ>

情報提供の具体的な方法	既に実施している	現在検討中である	予定はない
(1) テレビ・ラジオでの広報	1.	2.	3.
(2) 環境情報のホームページへの掲載	1.	2.	3.
(3) 広報誌やパンフレットによる環境情報の提供	1.	2.	3.
(4) 環境セミナー、環境講座、展示会等の開催	1.	2.	3.
(5) 環境白書を作成	1.	2.	3.
(6) 中小企業等を対象に環境活動評価プログラム等を普及	1.	2.	3.
(7) 環境の日、環境月間に行事を実施	1.	2.	3.
(8) その他()	1.	2.	3.

問16．各主体に向けて提供している具体的な情報の内容はどのようなものですか。

<各問ごとに、はひとつ>

情報提供の具体的な内容	既の実施している	現在検討中である	予定はない
(1) 地域環境問題の現状や課題	1.	2.	3.
(2) 地球環境問題の現状や課題	1.	2.	3.
(3) 環境問題が生活に及ぼす影響	1.	2.	3.
(4) 環境問題に対する地方公共団体の政策	1.	2.	3.
(5) 企業の環境保全に関する取組状況	1.	2.	3.
(6) 企業の事業活動に伴う環境汚染物質、廃棄物等の環境の負荷	1.	2.	3.
(7) 世界的な環境保全の動き	1.	2.	3.
(8) 暮らしのなかでの環境保全のための工夫や行動	1.	2.	3.
(9) 購入する製品・サービスの環境負荷	1.	2.	3.
(10) 環境問題に困った場合の地方公共団体の相談窓口	1.	2.	3.
(11) 環境保護団体の活動状況や連絡先	1.	2.	3.
(12) 自然とふれあうための施設やイベントの案内	1.	2.	3.
(13) その他()	1.	2.	3.

問17．地域の環境保全施策を進める過程で、どのような方法で住民等の意見を取り入れていますか。 <各問ごとに、はひとつ>

取組項目	既の実施している	現在検討中である	予定はない
(1) 説明会・公聴会	1.	2.	3.
(2) 審議会(委員の公募等)	1.	2.	3.
(3) パブリック・コメント	1.	2.	3.
(4) 自治会や町内会からの意見聴取	1.	2.	3.
(5) 民間団体(環境NPO等)からの意見聴取	1.	2.	3.
(6) その他()	1.	2.	3.

【 国際的な取組について 】

問18. これまで培ってきた環境保全に関する知見をいかし、国際協力等の取組を実施されていますか。 <各問ごとに、 はひとつ>

取 組 項 目	既に実施 している	現在検討 中である	予定は ない
(1) アジア等の開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	1.	2.	3.
(2) アジア等の開発途上国からの研修員の受け入れ	1.	2.	3.
(3) 環境保全に関する国際会議等の開催	1.	2.	3.
(4) 環境保全に関する国際会議等への参加	1.	2.	3.
(5) その他 ()	1.	2.	3.

【 事業者・消費者としての取組について 】

問19. 自治体の事業者、消費者としての行動への環境配慮を織り込み、みずから環境保全に資する行動を率先して実行されていますか。 <各問ごとに、 はひとつ>

取 組 項 目	既に実施 している	現在検討 中である	予定は ない
(1) 率先実行計画の制定	1.	2.	3.
(2) 環境に配慮した物品・サービスの購入・発注	1.	2.	3.
(3) 入札・受注業者等に対する環境保全活動の働きかけ	1.	2.	3.
(4) 庁舎等へのE S C O事業()の導入	1.	2.	3.
(5) 自然エネルギーの利用	1.	2.	3.
(6) 両面コピーの利用	1.	2.	3.
(7) 節水の実施	1.	2.	3.
(8) 適正冷暖房の実施	1.	2.	3.
(9) 昼休みの事務室消灯	1.	2.	3.
(10) ノー残業デーの設定	1.	2.	3.
(11) 夏期の軽装(ノー上着・ノーネクタイ)奨励	1.	2.	3.
(12) O A機器の電源をこまめに切る	1.	2.	3.
(13) 階段利用の励行	1.	2.	3.
(14) 低公害車の導入	1.	2.	3.
(15) 乗用車の利用抑制、公共交通・自転車の利用促進	1.	2.	3.
(16) ゴみの分別回収等、リデュース、リユース、リサイクルの推進	1.	2.	3.
(17) 公共事業における環境影響評価の実施	1.	2.	3.
(18) 職員に対する環境研修の実施	1.	2.	3.
(19) 環境マネジメントシステムの導入 (回答により問19-2.へ)	1.	2.	3.

() E S C O事業：省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として受領する事業。

(前問19で、ひとつでも「1. 既に実施している」とお答えの方のみ)

問19-1. 環境保全に資する行動を率先して実行したことで、どのような効果がありましたか。

< はいくつでも >

1. 職員の環境に対する意識が高まった 2. 地域(住民・事業者)の環境に対する意識が高まった 3. 省エネ等により、諸経費が節減された 4. 特に効果はなかった 5. わからない 6. その他 ()
--

(前問19(19)で、「1. 既に実施している」とお答えの方のみ)

問19-2. 環境マネジメントシステムを取り入れている部門をお書きください。

(例えば、「本庁舎」「清掃工場」等)

.....

(前問19-2で、「本庁舎」とお答えの方のみ)

問19-3. 本庁舎の環境マネジメントシステムでは、どのような活動を対象としていますか。

< はいくつでも >

1. 省エネ、両面コピー、グリーン購入等通常の経済活動 2. 環境担当部局が所轄する環境保全施策 3. 環境担当部局以外の施策のうち、環境に影響を与える施策 4. 基本的にあらゆる施策 5. その他 ()

(本問は、市区町村のみお答えください)

問20. 貴団体の概要をおききします。 < 各問ごとに、 はひとつ >

(1) 平成15年3月 住民基本台帳人口	1. 1万人未満	2. 1~3万人未満	3. 3~5万人未満	4. 5~10万人未満	5. 10万人以上
(2) 平成14年度 普通会計決算歳出額	1. 100億円未満	2. 100~300億円未満	3. 300~500億円	4. 500~1,000億円未満	5. 1,000億円以上
(3) 平成13年 農業粗生産額 ¹	1. 10億円未満	2. 10~30億円未満	3. 30~50億円	4. 50~100億円未満	5. 100億円以上
(4) 平成13年 工業製造品出荷額 ²	1. 500億円未満	2. 500~1,000億円未満	3. 1,000~3,000億円	4. 3,000~5,000億円未満	5. 5,000億円以上
(5) 平成13年 小売業商品販売額 ³	1. 500億円未満	2. 500~1,000億円未満	3. 1,000~3,000億円	4. 3,000~5,000億円未満	5. 5,000億円以上
(6) 平成15年3月 乗用車保有台数 ⁴	1. 1万台未満	2. 1~5万台	3. 5~10万台	4. 10~15万台	5. 15万台以上

1: 生産農業所得統計(農林水産省統計情報部) 2: 工業統計表(経済産業省調査統計部)

3: 商業統計表(経済産業省調査統計部) 4: 車種別自動車保有車両数(国土交通省技術安全部)

お忙しいところ、大変ありがとうございました。

参考（問4関連）

環境基本計画（平成12年12月22日閣議決定）

第3部 各種環境保全施策の具体的な展開

第1章 戦略的プログラムの展開 第10節 地域づくりにおける取組の推進

3 重点的取組事項

（1）地域づくりにおける環境配慮のガイドライン等の提示

地域づくりへの環境配慮の織り込みのための取組を関係者が共通の理解を持って行うため、国においては、環境に配慮した諸施策等を通じて形成されてきた関係者の環境に関する共通理解を踏まえ、地域づくりへの環境配慮の織り込みの考え方や、地域が環境から見て持続可能な方向を目指しているかどうかを判断する視点等を含むガイドラインを示します。これにより、地方公共団体等が策定する地域づくりに関する各種計画における環境配慮の織り込みの考え方に指針を与えるとともに、関係者間の考え方の整合性を図っていきます。

また、国においては、地域づくりに活用できるような普遍性を持つ施策のメニューの例や取組事例の紹介、優良事例を踏まえた地域づくりへの環境配慮のモデルの提示等を行います。

地方公共団体等においては、このようなガイドライン等を参考としながら、地域固有の事情に即した検討を行い、「地域づくり環境配慮指針」のような形で取りまとめ、関係者の取組の基礎としていくことが期待されます。

（2）環境情報の共有化

地域の関係者の共通理解の基盤とするため、地方公共団体は、地域の環境情報の結節点としての役割を果たし、環境情報の共有化を推進していくことが期待されます。

このため、国においては、地域づくりに活用しうる国が保有する環境情報をわかりやすく整理してデータベース化し、積極的、系統的に提供します。また、地方公共団体における取組事例を踏まえ、地図情報化、各種情報のオーバーレイ（地図上の重ね合わせ）を可能とする手法等地方公共団体が地域の環境情報の結節点としての役割を果たすために必要とされる基本的な手段の開発、提供に努めます。さらに、地方公共団体等による地域環境計画等の進行管理や取組の評価への活用に供するため、地方公共団体との連携の下に、総合的環境指標の開発の成果を活用しながら、地域の環境の状況や環境から見た持続可能性を評価しうる地域環境指標の開発と整備を行います。

（3）推進メカニズムの構築

地方公共団体には、地方公共団体が策定する基本構想や総合計画をはじめとする地域づくりに関する各種計画の策定段階からその実施及び事業成果の評価の段階に至るまで、関係者が地域の持続可能性の観点から経済、社会、文化等の要素を総合的にとらえ、共通の認識の下に環境配慮のための必要な取組を行いうるよう、これらの計画における環境配慮の織り込みを促進することが期待されます。国はこれらの取組を支援します。

また、地方公共団体は、「環境影響評価法」や地方公共団体の条例に基づく環境影響評価の適切な活用を進めます。

さらに、国は、地域における戦略的環境アセスメントの取組の支援を行うとともに、地方公共団体等が「地域づくり環境配慮指針」等の形で地域における環境配慮の基準を定め、これに基づき地域づくりに関する各種計画における環境配慮をチェックする仕組みを検討します。

また、国においては、広域的な環境保全のための枠組みが十分提供されているとは言い難い状況にあることを踏まえ、環境問題の状況を踏まえながら、広域的な環境問題に対する計画的な対応のあり方について検討します。

さらに、国においては、環境保全の効果が行政区域を越えて広域に及ぶことを踏まえ、農地、森林、水源等の保全に係る地域の取組の実状を踏まえた支援の仕組みを検討します。